

事業実施・助成ガイドライン細則8「事業終了報告にかかる措置」

(事業終了の暫定報告)

- 第1条 実施団体は、大規模災害の初動対応事業等において事業審査委員会より暫定報告を求められた場合は、事業終了後1ヶ月を目処に事業審査委員会において、事業終了の暫定報告をおこなう。
- 2 実施団体は、事業終了する月のモニタリングシート、または終了する月の月報内において、暫定の概要報告を行う。

(終了報告書の作成)

- 第2条 実施団体は、事業終了後、以下のものを指定された様式に従い、終了報告書として作成する。
- (1) 事業終了報告書 (Word形式)
 - (2) 収支報告書 (証憑一覧を含む) (Excel形式)
 - (3) 適用換算レート表 (Excel形式) 海外事業のみ
 - (4) 固定資産明細 (Excel形式)
 - (5) 事業地図、写真資料、その他必要に応じて添付資料
- 2 終了報告において申請時に団体が説明した現地での事業実施主体が加盟団体であることを示す写真や記録を (ロゴ、バナー、活動中の写真、クラスター会議の出席状況など) 報告書に明記すること。

(終了報告書の提出)

- 第3条 実施団体は、事業終了後4ヶ月以内に終了報告頭紙 (様式11) と合意された手続の実施結果の原本 (JPF事務局へは電子データでも提出可) または、電子署名システムを使用して作成した報告書を提出する。但し、実施団体における原本の保存期間については、細則11「会計にかかる措置」第4条3を参照のこと。

(終了報告書の精査)

- 第4条 事務局は、実施団体からの終了報告書の提出を受理後、報告書の内容の精査をおこなう。
- 2 事務局は、報告書内容の精査に際し、内容が不十分な場合やガイドラインに則していない場合は、実施団体に対して修正を求めることができる。

(事業審査委員会による承認)

- 第5条 事務局は、報告書の精査終了後、事業審査委員へメール審議に附す。
- 2 事業審査委員会は、終了報告書の内容が、事業計画およびこれに附した条件に適

合すると認める場合は、これを承認する。

- 3 事業審査委員会が終了報告書を承認しなかった場合は、実施団体に終了報告の再提出を求める。

附則

1. 本細則は、2012年度第9回常任委員会の承認を得て、2012年12月1日から施行する。
2. 本細則は、2012年度第12回常任委員会の議決により改正し、2013年4月1日から施行する。
3. 本細則は、2013年度第12回常任委員会の議決により改正し、2014年4月1日から施行する。
4. 本細則は、2016年度第13回常任委員会の議決により改正し、2017年3月17日から施行する。
5. 本細則は、常任委員会の議決（メール審議 639）により改正し、2019年12月19日より施行する。
6. 本細則は、2021年度第7回常任委員会の議決により改正し、2022年4月1日から施行する。
7. 本細則は、2022年度第6回常任委員会の議決により改正し、2023年4月1日から施行する。
8. 本細則は、2023年度第5回常任委員会の議決により改正し、2024年1月26日から施行する。
9. 本細則は、2024年度第7回常任委員会の議決により改正し、2025年4月1日から施行する。
10. 本細則は2025年度第6回常任委員会の議決により改訂し、2026年4月1日より施行する。